



平成29年度 途上国向け 低炭素技術イノベーション 創出事業について

平成29年4月

(公財)地球環境センター(GEC)

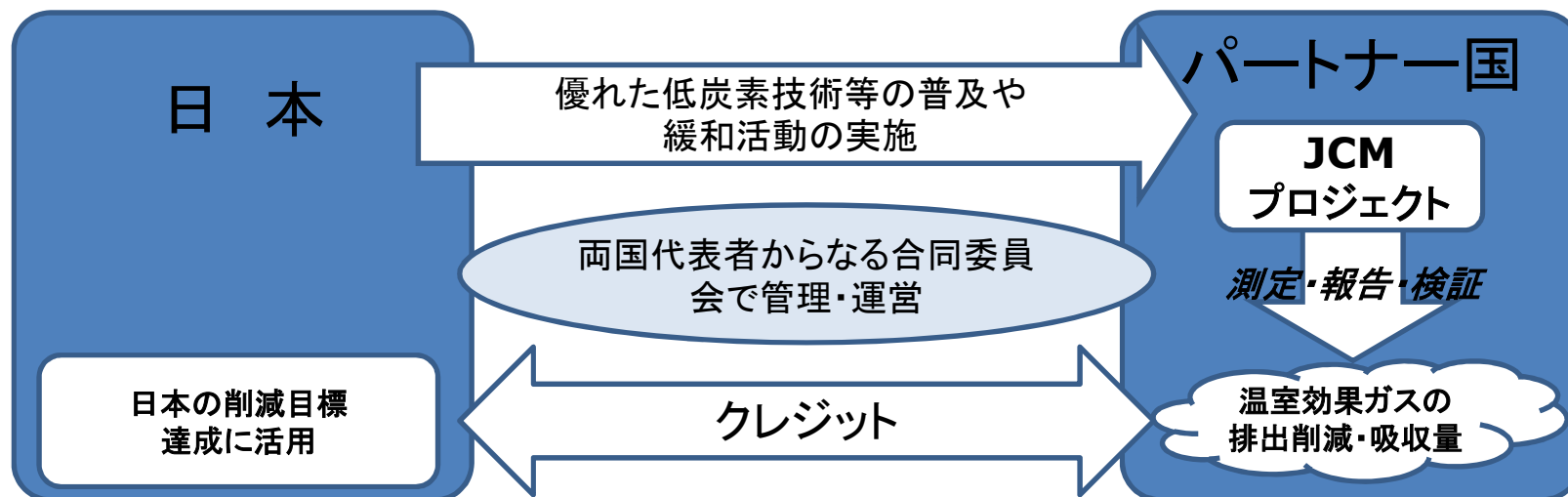


説明内容

- 二国間クレジット制度(JCM)とは
- 本補助事業の概要およびイメージ
- 補助対象要件
- 補助金の応募申請者
- 補助対象経費、補助対象外経費の代表例
- 補助金の交付額、補助対象期間、事業実施期間
- 補助事業者の選定方法、審査方法、採択審査基準のポイント
- 補助金の交付について
- 実施スケジュール
- 応募方法

二国間クレジット制度 (JCM: Joint Crediting Mechanism) の 基本概念

- 優れた低炭素技術・製品・システム・サービス・インフラの普及や緩和活動の実施を加速し、途上国の持続可能な開発に貢献。
- 温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用。
- 地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。



JCM構築及び構築決定国(2017年4月1日現在。)

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ及びフィリピン

途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業の概要

背景・目的

- 優れた低炭素技術は途上国でもニーズが高いものの、そのまま途上国に移転した場合、当該国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の理由から市場に浸透しない可能性がある。
- これらの低炭素技術を途上国の特性等に応じ抜本的に再構築し、世界をリードする低炭素技術の普及を通じた低炭素社会の実現、市場の獲得及びCO2削減を同時に達成する。
- こうした過程で生み出されたイノベーションにより、国内の技術開発や他地域への波及等につなげていく。

事業内容

優れた低炭素技術を有する事業者と途上国の技術ニーズやリノベーション要素をマッチングさせ、途上国ごとの特性を基に、低炭素技術の抜本的なリノベーションを行う民間事業者に対し当該費用の一部を補助する。

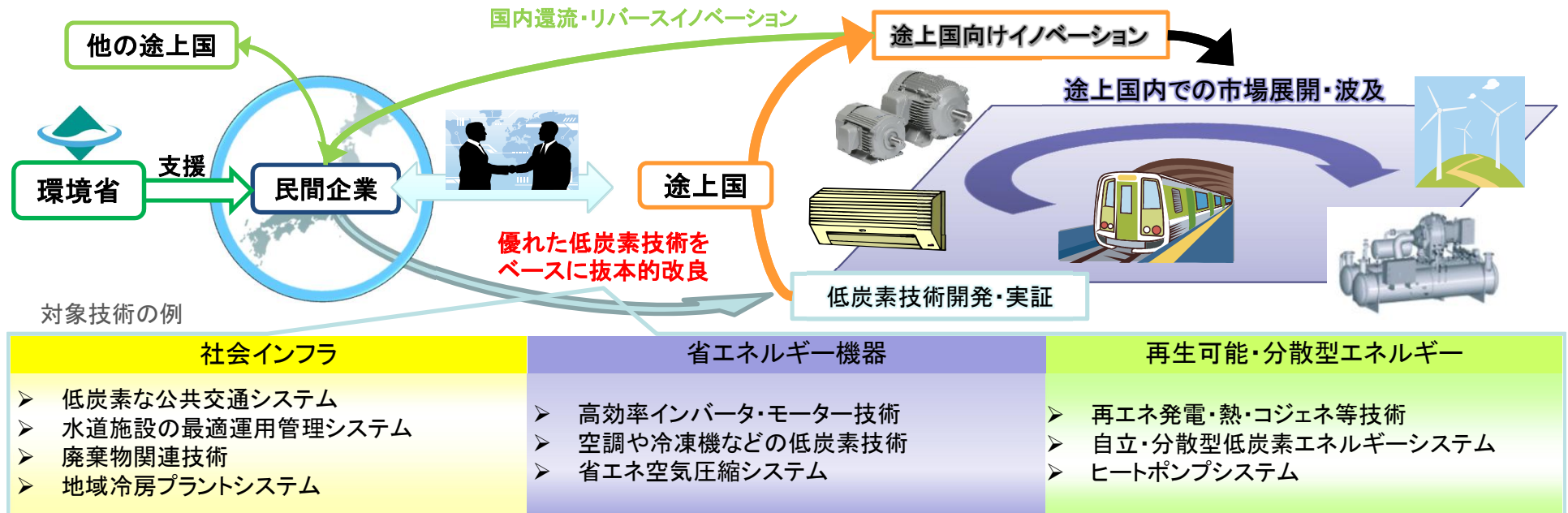
事業スキーム



期待される効果

- 将来的な二国間クレジットの活用の拡大
- 途上国における優れた低炭素技術の普及
- 優良な低炭素技術の真のグローバル競争力を強化

途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業のイメージ



補助対象要件(1)

対象とする低炭素技術の普及を図る国が、下記のいずれかに該当すること。

- ア) 平成29年4月1日現在、JCMを構築している国、及び構築することに関する決定がなされた国。(モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ及びフィリピン)
(※その後、本事業の実施期間中に新たに構築された場合、それらの国も含める。)
- イ) 上記以外の開発途上国であって今後当該二国間文書の署名を行う可能性がある国。

補助対象要件(2)

- ✓ 対象となる低炭素技術が、下記の要件をすべて満たすこと
 - エネルギー起源CO₂排出を削減するもの(再生可能エネルギーまたは省エネルギーに関するものに限る)
 - CO₂以外のGHGの削減技術や、排出されたCO₂の吸収・固定に関する技術ではないこと
 - 主要な要素技術について、研究段階ではなく、日本国内で実証されたものであること
 - 対象とする国や地域において、当該技術に類似した技術の普及率が低いこと
 - 対象とする国や地域における当該技術に係る市場、需要、規制、慣習、資源制約等が日本国内における当該事項と大きく異なるため、その普及のために、当該技術を用いた機器や設備の構成要素等の変更や再構築等が必要であること
- ✓ 対象とする低炭素技術のリノベーション及び実証を行う場所が日本国内であることただし、日本国内では諸条件の違いのために実証に必要な試験または検証を行うことができない場合等、必要があると認められる場合は、日本国外における実証も対象とする
- ✓ 対象とする低炭素技術のリノベーション及び実証が平成30年度末までに完了できる計画であること

補助金の応募申請者(1)

ア) 応募申請者の要件

以下の①～⑤のいずれかに該当する日本法人であること。

- ①民間企業
- ②独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ③一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ④法律により直接設立された法人
- ⑤その他環境大臣の承認を経てGECが適当と認める者

※上記に該当する日本法人が複数で本補助事業を実施することは可能。

ただし、一者を代表事業者とし、他の日本法人を共同事業者とする必要がある。

※大学法人、特定非営利活動法人は、応募申請者の要件には合致しない。

補助金の応募申請者(2)

イ) 代表事業者の主な責務

補助金の応募等を行い交付の対象者となる者、また二者以上で補助事業を共同実施する場合の代表の二者である**代表事業者**は、以下の責務を負う。

- 補助事業の全部又は一部を行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する(事業運営管理及び経理を担当する)こと
- 共同実施の際には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめと進行管理を行うこと
- 交付規程違反等に係る補助金の返還義務
- 実績報告書(交付規程第11条)及び事業報告書(交付規程第16条:補助事業完了日からその年度末までの期間及びその後の3年間の期間)の提出

補助対象経費

●補助事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。各費目の内容は、公募要領別表1に定める。

＜補助対象経費の区分＞

- ① 事業を行うために必要な工事費
(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)
- ② 設備費
- ③ 業務費
- ④ 事務費

※補助対象経費の中に補助事業者の自社製品等が含まれる場合には、
原価(当該調達品の製造原価など)をもって補助対象経費に計上すること。

補助対象外経費の代表例

以下の費用は補助対象外経費の一例である。

- ・事業に必要な用地の取得や建屋の建設(簡易なものを除く)の経費
- ・既存施設の撤去費(撤去費に係る諸経費も含む)
- ・事業実施者の事業内容上必要とされる汎用性の高い備品(事務機器)等の購入費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・予備品
- ・本補助事業に係る報告書等の作成に要する費用
- ・為替手数料、銀行振込手数料
- ・その他事業の実施に直接関係性のない経費

補助金の交付額

- ・補助事業者の区分に応じ、以下のように補助対象経費の一定割合を補助する。
 - ア) 補助事業者が中小企業者の場合：補助率 3分の2
 - イ) 補助事業者がア)以外の者の場合：補助率 2分の1

なお、実際の補助金額の決定は、提案採択後に申請していただく交付申請書を精査したのちにGECが発行する交付決定通知書によるものとする。

補助対象期間

- ・提案する事業の実施期間は最長で平成30年度末までとするが、補助対象期間は単年度単位となるため、補助金の交付申請等は、各年度毎におこなうこと。
- ・従って、提案応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書を提出すること。
- ・次年度以降の補助事業は、政府の次年度に所要の予算処置が講じられた場合のみ実施されるものであり、次年度見込額に対し大幅な予算額の変更や予算内容の変更が生じた場合には、事業内容の変更を求める場合がある。

事業実施期間

- ・毎年度、交付決定の日から翌年の2月末日までを基本とする。
※ただし、翌年度交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要がある場合は、「翌年度補助事業開始承認申請書」をセンターに提出して承認を受けなければならない。(交付規程第15条)

補助事業者の選定方法

- 一般公募を行い、公募締切後、概ね1か月をめどに採択案件の決定（内示）を行う。

審査方法

- 公募提案書を基に、事務局による要件確認及び審査委員会による審査を行い、予算の範囲内で補助事業の採択を行う。

※要件確認において、要件を満たしていないと判断されたもの、必要な書類や内容が不備なもの等はその後の審査を行わない。

※審査委員会での審査において、提案者からのヒアリングを行う。

※審査委員会に先立ち事務局より電話、メールまたは面接で説明を求めることがある。

採択審査基準のポイント

<A.基礎審査>

対象とする低炭素技術の普及を図る国がJCM構築(見込み)国に該当するか。

対象とする低炭素技術が要件を全て満たしているか。

対象とする低炭素技術のリノベーション及び実証を行う場所が日本国内であるか。
(ただし、日本国内では実証に必要な試験又は検証を行うことができない場合等必要があると認められる場合は、日本国外における実証も対象とする。)

対象とする低炭素技術のリノベーション及び実証が平成30年度末までに完了できる計画であるか。

申請者が国内における法人等であって、民間企業等公募要領で定められた法人等であるか。

<B.評価審査>

事業の適合性

リノベーション及び実証内容の妥当性

事業実施体制・実施計画

目標設定・達成可能性

事業化・普及の見込み

全ての項目
を満たす

評価審査に
進む

採点による
順位決定

採択案件決定

※詳細は、公募要領別紙「採択審査基準」を参照のこと

補助金の交付について

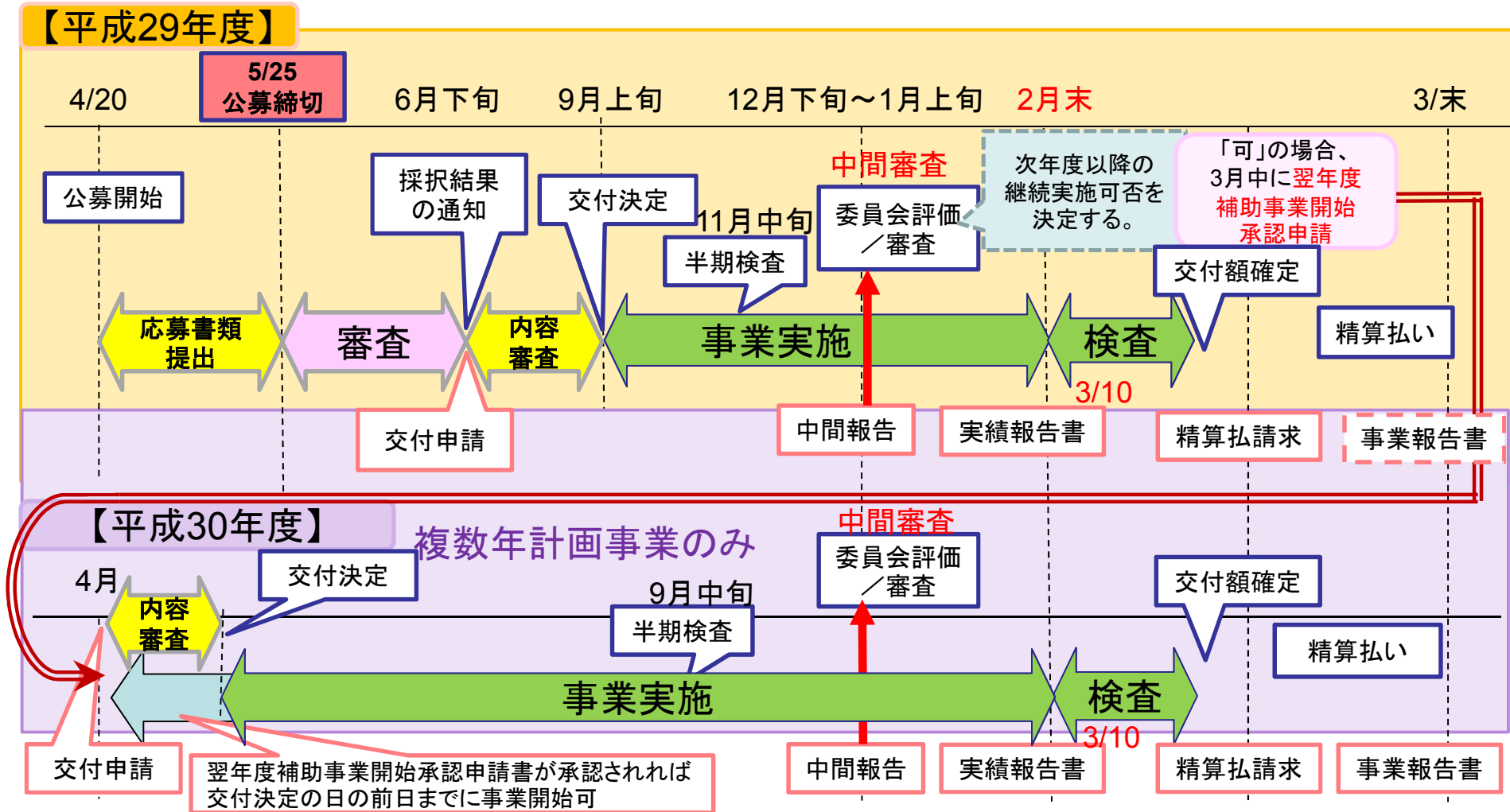
• 交付の申請と決定

- 平成29年度の公募により採択された事業者が提出した補助金の交付申請書を審査のうえ、補助金の交付が適当と認められたものについて交付を決定。
(申請書の記載内容については、事前確認を行い、必要に応じて修正や再提出を求めることがある。)
- **事業の開始は交付決定後**(契約・発注日はGECの交付決定日以降であること)。
- 事業実施期間が複数年度であっても、**補助対象期間は単年度**であるため、補助金の交付申請等は年度毎に行っていただく必要がある。

• 補助金の支払い方法

- 当該年度の補助事業完了(**2月末日まで**)後、事業者により提出された完了実績報告書(**3月10日まで**)を審査し、また必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められる場合は、交付すべき補助金の額を決定し、事業者に交付額確定を通知。事業者は精算払請求書を提出し、補助金が支払われる。

実施スケジュール



- 補助金は単年度で 採択後に交付申請 → → → 精算払い
- 複数年度案件は、中間審査時の委員会評価／審査にて承認された場合、次年度に再度交付申請を行う

【参考】平成27・28年度採択事業

	代表事業者名	事業名(課題名)
平成27年度	シンフォニアテクノロジー(株)	携帯基地局用低落差マイクロ水力発電システムの開発
	東洋紡エンジニアリング(株)	中空糸逆浸透膜による海水淡水化システムの省エネルギー化
	新日鉄住金エンジニアリング(株)	未利用バイオマスを活用したエタノール製造システムの構築
	(株)Digital Grid	未電化地域における太陽光発電を用いた充電サービスの提供
	宜興(株)	過熱水蒸気の活用によるアルミ切粉脱脂工程の省エネルギー化
	萬世リサイクルシステムズ(株)	セブ市における廃プラスチックのセメント工場向け代替燃料へのリサイクル事業
	(株)データ・テック	通信型セイフティレコーダシステムのリニューアルによるエコドライブの促進
	(株)ソフトエナジーコントロールズ	ハイフォン市カットバ島に適した太陽光発電連携によるゼロエミッション型EVバスの開発
ヤンマー(株)	籾殻を活用したガス化コージェネレーションシステムの開発	
平成28年度	東洋紡エンジニアリング(株)	太陽光発電による小型海水淡水化システムの開発
	(株)九電工	再生可能エネルギーを安定供給するエネルギー・マネジメントシステムの開発
	(株)瀧野工業	バイオマスを燃料とするスターリングエンジンの改良による低コスト小規模発電及び動力システムの開発

応募方法

- 提出期限

平成29年5月25日(木)正午必着(持参または郵送)

– ファックス及び電子メール(インターネット)での提出は不可

- 提出物

必要書類一式について、正本1部・副本6部
上記書類データを保存したCD-R

- 提出先

〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目19番4号 本郷大関ビル3階
公益財団法人 地球環境センター(GEC)
東京事務所 事業第二グループ:イノベーション事業担当 宛

- 応募に関するご質問

ご質問がある場合は、電子メールでお問合せ下さい。

宛先: inov@gec.jp



【本件に関するお問い合わせ先】

公益財団法人地球環境センター
東京事務所 事業第二グループ

(担当:山根・大橋・反後)

TEL : 03-6801-8773

E-mail : inov@gec.jp

